

○熊本市公民館運営審議会規則〔生涯学習推進課〕

昭和26年9月22日

規則第21号

改正 平成14年9月27日教委規則第12号

平成14年9月30日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館の運営に関する事項につき調査し、及び審議するものとする。

(平14教委規則13・一部改正)

(招集)

第2条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長が必要と認めたとき招集する。

(平14教委規則13・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、審議会の会議及び事務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(平14教委規則13・一部改正)

(審議会)

第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の議決は、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平14教委規則12・平14教委規則13・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月30日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。